

◆財政用語の解説◆

「会計の区分」

地方公共団体の会計の種類をあげれば、次のとおりです。

一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費に係わる歳入歳出予算を網羅して計上する会計です。特別会計で計上される経費以外のすべての経費は、一般会計で処理しなければならないこととされています。

特別会計

県が特定の事業を行う場合や、特定の収入をもって特定の歳出に充てる場合に、一般の歳入歳出（一般会計）と区別して経理するために設けるもので、本県では、平成20年度においては11の特別会計を設けています。

〔公債管理特別会計、証紙特別会計、市町村振興資金特別会計、島根あさひ社会復帰促進センター診療所、農林漁業改善資金特別会計、母子寡婦福祉資金特別会計、中小企業近代化資金特別会計、中海水中貯木場特別会計（※）、臨港地域整備特別会計（※）、流域下水道特別会計（※）、県営住宅特別会計〕

企業会計

地方公営企業法の適用を受け、地域住民や産業へのサービスの提供を目的として県が経営する事業の経理を行うもので、本県には現在5つの企業会計があります。公営企業は、事業の性格上常に企業としての経済性を發揮するよう運営されなければならず、その経費は受益者負担を原則としています。

これらの会計は、「収益的収支」（事業活動によって生じる料金等の収益と人件費、物件費等の費用の経理）と、「資本的収支」（施設設備の整備等に関する収入と支出の経理）とに区分されます。

〔電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計、病院事業会計〕

以上の分類のほか、地方財政の統計や分析の際に用いられる概念として、「普通会計」「公営事業会計」の会計区分があります。

普通会計

一般会計及び※印以外の特別会計によって構成されます。

公営事業会計

企業的経営を行うべき特別会計（※印）及び企業会計によって構成されます。

「県 税」

普通税

税収の使途を特定せず、一般経費に充てるために課する税をいいます。

目的税

特定の使用目的又は特定の事業に要する経費に充てるために課する税をいいます。目的税は、受益者負担の一方法として創設されたものであり、その税収の使途は特定されています。

法定外普通税及び法定外目的税

普通税及び目的税には、税目が法定されている税とそれ以外のもので地方団体が所定の要件と手続きのもとに課することができます法定外の税とがあります。

本県は、法定外普通税として核燃料税を、法定外目的税として産業廃棄物減量税を課しています。

超過課税

超過課税とは、地方税法で標準税率が定められている税目について、財政上その他の必要がある場合に標準税率を超える税率で課税することです。

本県では、法人の県民税の法人税割について、資本金額1億円超又は法人税額1,000万円超の法人を対象に、平成19年度から平成23年度までの間、税率を5.8%として課税しています。

また、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすこととして、平成17年4月から5年間「水と緑の森づくり税」が、個人県民税及び法人県民税の均等割に加算して、県民税の一部として課されています。

「地方交付税」

県及び市町村は、住民生活に直結する広範な分野にわたる行政サービスを提供していますが、これに要する税収等の収入は各地方公共団体によって格差が生じており、近年さらにその差は拡大しつつあります。このような不均衡を是正し、どの地方公共団体においても一定の行政水準が確保できるよう必要とする財源を調整し保障しようとする制度が「地方交付税制度」です。

すなわち「地方交付税」は、本来地方団体に振り向けられるべき税収の一部をいったん国税として国が代わって徴収し、これを各地方団体の財源調整及び財源保障の見地から一定の基準により再配分することとされたものです。その総額は、国税5税（所得税・酒税の32%、法人税の34.0%、消費税の29.5%及び国のたばこ税の25%）により構成されています。

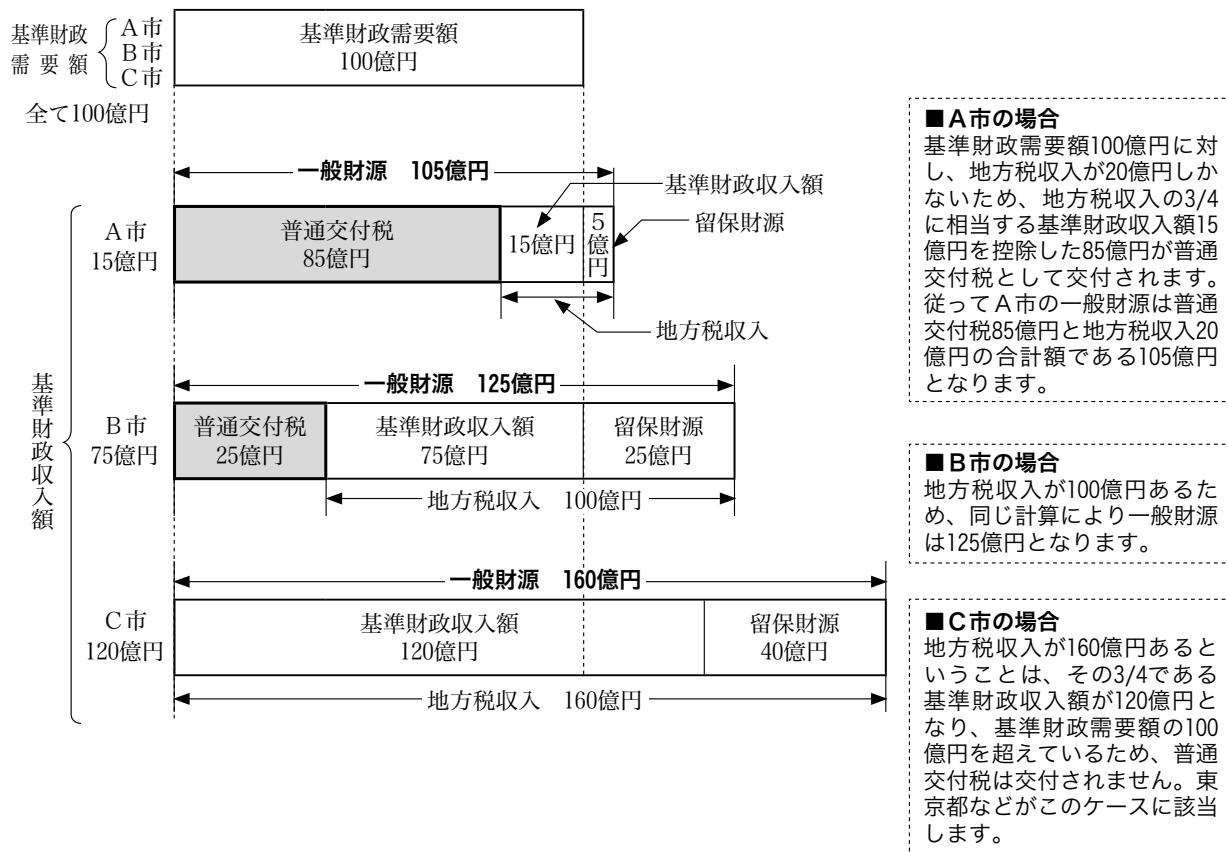
普通交付税

各地方団体が標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、客観的、合理的なルールによって算定した一般財源所要額（基準財政需要額）から同じく客観的、合理的なルールによって捕捉した税収額（基準財政収入額）を差し引いて得られる財源不足額に対し交付されるものが「普通交付税」で、交付税総額の94%にあたります。

普通交付税は、各地方団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月、11月の4回に分けて交付されます。

【参考】普通交付税による財源調整イメージ

普通交付税の財源調整機能について、基準財政需要額が100億円と同額ながら、地方税収入が大きく異なるA市、B市、C市の3団体の場合（都道府県の場合も同様です。）を例に説明します。



特別交付税

残余の6%に相当するものが「特別交付税」で、一定のルールに基づいて算定される普通交付税では十分に捕捉できない各地方団体の特殊事情（災害等）によって生じた財政需要に対して当該団体の財政状況等も勘案して配分されます。

特別交付税は、12月及び3月の2回に分けて決定・交付されます。

「地方特例交付金・特別交付金」

1. 地方特例交付金

(1) 趣 旨

平成18年度及び平成19年度の児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために児童手当特例交付金を交付することとされています。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補てんするために減収補てん特例交付金を交付することとされています。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

(3) 交付方法

【児童手当特例交付金】

○平成18年度拡充分

各地方公共団体の小学校4～6年生の児童数によりあん分

○平成19年度拡充分

各地方公共団体の3歳未満の児童数（第1子及び第2子）によりあん分

【減収補てん特例交付金】

各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額あん分

(4) 交付時期

4月及び9月

(5) 基準財政収入額への算入

【児童手当特例交付金】 基準財政収入額に100%算入

【減収補てん特例交付金】 " 75%算入

2. 特別交付金

(1) 趣 旨

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されることに伴う経過措置として、平成21年度まで特別交付金が交付されます。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

(3) 交付時期

4月及び9月

(4) 地方交付税の特例

基準財政収入額に75%算入

「地方債」

◆特別分としての地方債◆

一定の対策事業に限って発行される「通常分」のほかに「特別分」には、次のような起債があります。

財源対策債

地方財政計画上、地方公共団体の一般財源（県税、地方交付税等）に極度の不足が見込まれる場合に臨時的な財源対策の一環として増発される起債で、通常債の充当率アップあるいは適債事業の範囲を拡大することにより措置されます。

石油ショックによる景気の落込みにより多額の地方財源不足が見込まれた昭和51年度の地方財政対策において初めて措置され、以来昭和50年代は、ほぼ恒常に発行されました。近年では、平成6年度以降、臨時公共事業債等が同様な趣旨で発行されています。この元利償還については、所要の交付税措置がなされています。

平成20年度は、財源対策債として以下の措置がなされています。

- ① 一般公共事業債の充当率の臨時の引上げ及び対象事業の臨時の拡大。（平成10年度までの臨時公共事業債）
- ② 地域活性化事業債、臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時の引上げ。

臨時財政対策債

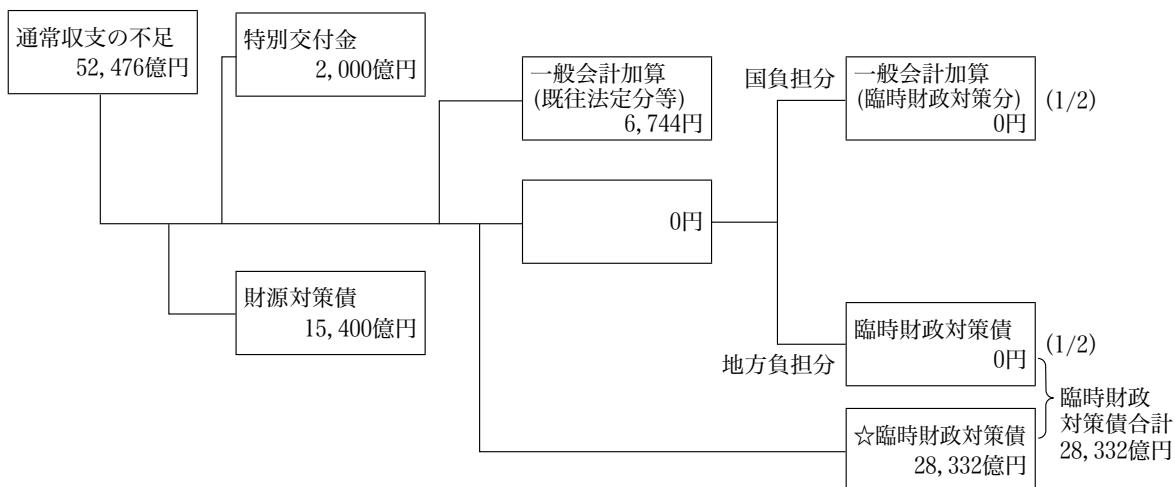
地方財政計画上の通常収支の不足については、上記の財源対策債のほか、平成10年度から12年度までの間は、交付税特別会計からの借入等による地方交付税での補てん措置（償還は国と地方が折半して負担）が講じられてきました。

しかし、平成13年度以降においては、この見直しがなされ、国と地方の責任分担の更なる明確化、国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るため、財源不足のうち財源対策債等を除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補てん措置が講じられることとなりました。

なお、平成20年度においては、前年度に引き続き、このルールに基づく折半対象財源不足が生じていないため、既往の臨時財政対策債の元利償還、決算かい離の一体的正及び地方再生対策費分に対する補てん措置のみ講じられます。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額に対しては、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。

平成20年度 財源不足（通常収支分）の補てん措置



☆の臨時財政対策債は、既往臨財債の元利償還充当分、決算かい離の一体的是正に対する分等である。
 ・表示単位未満四捨五入の関係で合計と一致しない箇所がある。

公債費比率

通常の行政水準上必要とされる一般財源（標準財政規模）に占める公債費充当の一般財源の割合を「公債費比率」といって、次の算式により求めます。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D - C}$$

A：当該年度の元利償還金

B：Aに充てられた特定財源

C：普通交付税の算定において基準財政需要額に算入された公債費（除、事業費補正）

D：当該年度の標準財政規模

（注）「標準財政規模」とは、地方公共団体の一般財源の標準規模を一定のルールに基づいて理論的に算定したもので、本県の場合、平成18年度2,541億円となっています。

地方交付税の項を参照のこと。

この公債費比率は、平成18年度決算で26.5%となっています。

起債制限比率

公債費比率の算定式の分子分母から、事業費補正によって基準財政需要額に算入された公債費を差し引いて算出した数値の過去3年平均を「起債制限比率」といいます。

本県の起債制限比率は、平成18年度決算では16.5%となっています。

$$\text{起債制限比率} = \frac{A - (B + C + E)}{D - (C + E)} \text{の過去3年平均}$$

- A : 元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く）
- B : 元利償還に充てられた特定財源
- C : 普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還等として基準財政需要額に算入された公債費
- D : 標準財政規模
- E : 普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る）
- ※ なお、平成13年度決算からは、算出方法が変更になり、算式の分母に「臨時財政対策債発行可能額」を、分子に「債務負担行為の一般財源のうちPFI事業における債務負担行為によるもの」をそれぞれ加えることになりました。

実質公債費比率

平成18年度から、起債の際に総務大臣等の許可が必要な「許可制度」から総務大臣等に協議を行えばその同意の有無に関わらず地方債を発行できる「協議制度」への移行にあわせ、市場の信頼や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行った新たな指標として「実質公債費比率」が設けられました。

この指標は地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標であり、起債の際に総務大臣の許可が必要となるかどうかを判定する基準となります。

この値が18%以上の場合は、起債の際に引き続き総務大臣等の許可が必要となり、さらに25%以上の場合は、単独事業に係る起債が制限されることになっています。

本県の実質公債費比率は、平成18年度決算で18.1%となっています。

【見直しのポイント】

- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールの統一
- 満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立不足額の比率への反映
- PFIや一部事務組合の公債費への負担金等の公債費類似経費を原則算入
- 公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しの算入

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A : 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B : 地方債の元利償還金に準ずるもの
- C : 元利償還金等に充てられる特定財源
- D : 普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E : 標準財政規模+臨時財政対策債発行可能額
- ※標準財政規模=標準税収入額+普通交付税の額

「財政指標」

財政力指数

基本的な財政需要額に対する基本的な収入の割合で、財政の自主性、自由度を図る指標として用いられます。国の各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指標ともされており、次の算式により求められます。

$$\frac{\text{普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額}}{\text{普通交付税算定の基礎となる基準財政需要額}} \text{ の過去3年平均}$$

全国平均は概ね0.4であるのに対し、本県は平成18年度では0.23であり、全国最低水準となっています。

経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税等の経常的な収入である一般財源がどの程度充当されたかを見るもので、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられます。

本県の場合、この比率は、平成18年度決算では、全国平均並みの94.1%となっています。

$$\text{経常収支比率(%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + (A)} \times 100$$

経常収支比率（減税補てん債等含）は、(A) = (減税補てん債+臨時財政対策債)となります。

経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常的な一般財源の割合をみるもので、歳入構造の弾力性を判断するための指標として用いられています。この比率は「100」を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があり、歳入構造に弾力性があることになりますが、本県の場合、平成18年度決算では100.6となっています。

「地方消費税」

1. 地方消費税創設の趣旨

地方分権の推進、地域福祉の拡充などのために地方財源の充実を図る必要から、消費譲与税に代えて地方の独立税として地方消費税が創設され平成9年4月1日から施行されました。

2. 地方消費税の税率

地方消費税の税率は、消費税額の25/100（消費税税率で1%相当）であり、同じく平成9年4月1日から4%となった消費税と合わせ5%となりました。

3. 地方消費税の申告納付

地方消費税は県税ですが、納税義務者の事務負担等を考慮して、当面、地方消費税の申告納付は、消費税の申告納付と併せて国（税務署、税関）が取り扱うこととなっています。

4. 地方消費税の都道府県間清算、市町村交付

国から払い込まれた地方消費税は各都道府県の間で清算処理をし、基本的には最終消費地の収入となり、さらにその地方消費税の概ね1/2が、市町村の安定的な財政基盤確立のため、市町村へ交付される仕組みとなっています。

都道府県間清算の基準

「小売年間販売額」「サービス業対個人事業収入額」「人口」「従業者数」

市町村交付基準

「人口」「従業者数」

5. 平成19年度税取見込額等

地方消費税収入 70億円（県内税務署、税関取扱分）

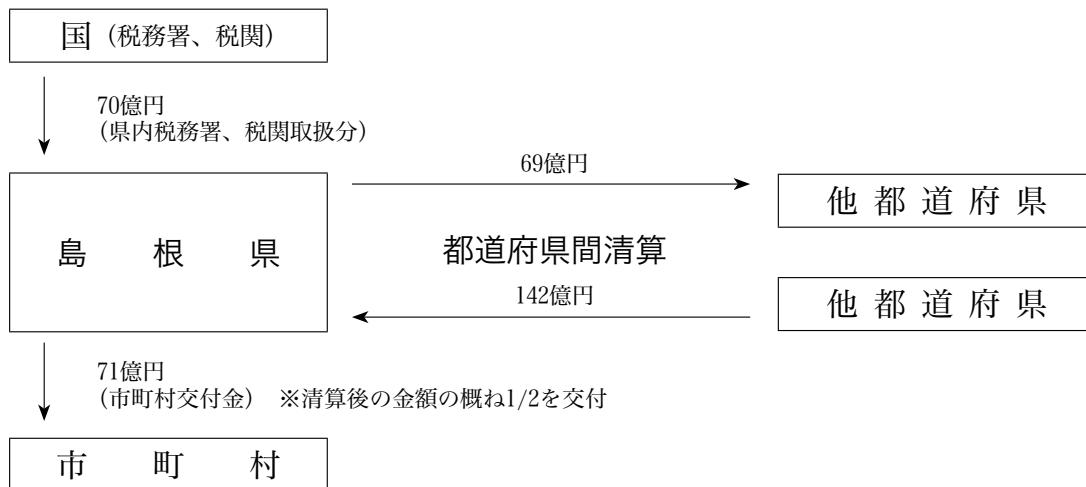
地方消費税清算金（歳出） △69億円（他の都道府県へ）

〃 （収入） 142億円（他の都道府県より）

差し引き 143億円

地方消費税交付金（歳出） △71億円（県内市町村へ）

県の純収入 72億円



「ふるさと納税（ふるさと島根寄附金）」

「ふるさと納税制度」とは、「ふるさとを応援したい。」という思いをお持ちの方が、「ふるさと」と思われる自治体（出身地に限らず、全国すべての都道府県・市区町村から自由に選ぶことができます。）へ寄附（5千円を超える額）された場合に個人住民税から寄附金を控除する制度です。

島根県では、お寄せいただいた寄附金を「ふるさと島根寄附金」とし、事業ごとに基金（ふるさと島根基金）として管理します。

「ふるさと島根寄附金」を活用する事業は、以下の8つであり、寄附をする方に自由にお選びいただいている。事業ごとの基金残高が一定額に達した際に、基金を取り崩し一般会計で予算化したうえで、事業を実施します。

(1) 産業の振興	<ul style="list-style-type: none">・都市向け、「島根の良さ」を情報発信・「島根ならでは」のとっておきの県産品づくり
(2) 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none">・宍道湖・中海の水質保全・自然公園の整備・未来を担う子どもたちの環境学習など
(3) 医療・福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・地域医療を支える医師確保対策（医学生奨学金）・看護師等確保対策（看護学生修学資金）・医療機関の機能充実（医療施設・医療機器整備）
(4) 教育・文化の振興 (石見銀山遺跡の保全)	<ul style="list-style-type: none">・草刈り、清掃などの環境美化活動（クリーン銀山）・遺跡や景観を損ねる竹林の除去活動・無住の社寺等の修理
(5) 子どもの読書活動の促進に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・地域で行われる読書活動への支援（読み聞かせやブックストア運動など）・学校図書館活動への支援（朝読書や調べる学習の充実など）・読書ボランティア研修会の開催
(6) 竹島の領土権の確立に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・竹島問題の研究成果（報告書など）を全国の図書館・大学等へ配布・広報啓発事業（パンフレット等の作成配布、講演会の開催など）の実施・子どもたちに竹島問題を解りやすく理解してもらうため教材の作成と配布
(7) 森林の保全及び整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策を推進するための森林整備（間伐推進など）・文化遺産や観光地周辺の森林景観づくり（白砂青松風景の再生など）・里山林の保全（竹林整備など）・木製品を使った街づくり（ベンチや案内板の設置など）
(8) 防災対策の推進に関する事業	<ul style="list-style-type: none">・住宅・建築物の耐震化を促進するための意識啓発や支援等・自主防災組織の育成支援など地域防災力の向上に資する事業